

土地家屋調査士試験の筆記試験受験免除を受けるために二級建築士となる資格を有する者であることの証明書交付を希望される方へ

二級建築士試験に合格されている方のうち免許登録をされていない方で、土地家屋調査士試験の筆記試験(午前の部)の受験免除を希望される方は二級建築士となる資格を有する者であることの証明書(以下「本証明書」)が必要となります。本証明書発行には以下の申請書類等が必要となります。申請書類等について、審査事項に適合すると認められるときに本証明書(※)を発行します。

【申請書類等】

- (1) 二級建築士となる資格を有する者であることの証明書発行申請書(第1号様式)
- (2) 本籍の記載のある住民票の写し(原本)
- (3) 申請手数料の払込受付証明書(申請手数料: 23,100 円)
- (4) 合格通知書(製図の合格通知書)のコピー
- (5) 学歴・資格等に関する書類(初受験が令和2年以降の方等は不要)
- (6) 実務経歴書(第2号様式)
- (7) 実務経歴証明書(第3号様式)
- (8) 本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
- (9) 証明書交付用のレターパックプラス

(2)～(8)までの書類等の注意事項・記載事項については[こちら](#)をご確認ください。

(※)本証明書は二級建築士免許登録とは関係ありません。本証明書の発行がなされていたとしても二級建築士免許登録には改めて申請を行う必要があり、建築士会において申請書類の確認を行います。また、二級建築士免許登録を申請する場合には、改めて申請手数料(24,400 円)が必要となります。二級建築士免許登録をお考えの方はくれぐれもご注意下さい。

本証明書交付にあたっては、2ヶ月程度のお時間が必要となります。ただし、実務経歴書の記載内容が建築士免許登録要件をみたしているか等について判断に迷う場合は本会に設置されている建築士免許登録実務経験審査委員会に付議をさせていただきますのでお時間が必要となり、場合によっては証明書の交付が行えないこともあります。

土地家屋調査士試験の申込期間に間に合うよう余裕を持って申請をお願いいたします。

申請書類送付先: 〒310-0852 水戸市笠原町 978-30 建築会館 2 階
(一社)茨城県建築士会 免許係 TEL: 029-305-0329